

商 業 動 態 統 計 調 査

商業動態調査票丁2 記入要領

(家電大型専門店用)

- ・調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2026年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

この記入要領は、「商業動態調査票丁2（家電大型専門店用）」の記入の仕方についてとりまとめたものです。

この調査の対象となる企業の報告者は、この記入要領に従って調査票に正確に記入し、所定の期日までに経済産業大臣へ提出をしてください。

I. 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計として、これに基づく商業動態統計調査規則によって、経済産業省が実施します。

調査対象となった企業は報告義務があり、企業を代表する者が報告者となります。

3. 秘密の保護

この調査により報告された記入内容は、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税事務など、報告者の利害に関する使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を他人に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはできません。

4. 調査の対象

この調査の対象は、日本標準産業分類に掲げる細分類5931—電気機械器具小売業（中古品を除く）又は細分類5932—電気事務機械器具小売業（中古品を除く）に属する事業所で売場面積500m²以上の家電大型専門店を10店舗以上有する企業で、経済産業大臣が指定した企業です。

5. 報告者

この調査でいう報告者とは企業を代表する者で、報告者は調査票に掲げた事項について報告しなければなりません。

なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

6. 調査の期日と対象期間

この調査の期日は、毎月末日であり、また対象期間は毎月1日より月末までの1か月間です。

7. 調査票の提出部数と提出先

調査票に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月15日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に1部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、提出の際は、報告者の控えとして調査票の写しを保存してください。

8. 調査票の提出方法

(1) 郵送による提出

調査票の提出に同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約4日間を要しますので、返送日に配慮してください。

(2) オンラインによる提出

調査票は、紙による提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、「III. オンラインによる提出」を参照してください。

(3) POSデータ等による提出

報告を求める事項の回答に必要なPOSデータ等を経済産業省が契約するPOS収集事業者に提供し、当該POS収集事業者が組替集計をした後、経済産業省に提出します。この提出方法を希望する場合は7ページに記載の、「経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班 丁調査担当」までご連絡ください。

II. 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

この調査は、連結子会社を含めない、企業単体の調査です。原則、当該業態（家電大型専門店）の事業が対象となります。また、貴社が本部となっているフランチャイズ加盟店の販売額は含めません。

- (1) 調査票表面調査票名下の「年月分」には、実績を報告いただく、調査該当月の年（西暦）月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください。また、調査票裏面下段の「年月分」欄には、調査該当月の年（西暦下2桁）、月を記入してください。

<調査票表面上段>

 政府統計

○ 基幹統計 商業動態統計調査
○ 商業動態調査票
(家電大型専門店用)

□□年□□月分

丁2

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

**調査該当月の年月（同じ年月）
を記入してください。**

統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号
		年	月	
A 0 3	0 0 0 5	2	0	
		法人番号		

- (2) 「事業所・企業番号」は、1企業につき1つの番号となっています。経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。
- (3) 「法人番号」欄には、貴社の法人番号（13桁）を記入してください。
- (4) 金額は算用数字を用い、百万円未満を四捨五入し百万円単位で記入してください。単位未満の場合は、0（ゼロ）を記入してください。なお、「¥」記号は付けないでください。
- (5) 調査票には、青か黒のインク又はボールペンではっきりと記入してください。
- (6) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。

- (7) この調査の対象となったすべての事業所は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第十三条（報告義務）及び第十五条（立入検査等）の規定（これらの規定に係る罰則を含む）の適用があります。

2. 記入事項

(1) 企業名

「企業名」欄は、企業本社の名称を記入してください。

「所在地」欄は、企業本社の所在地を記入してください。登記上の住所ではありません。

(2) 月間商品販売額及び都道府県別商品販売額

商品販売額とは、企業の当該業態事業の一般消費者に販売した物品（有体商品）の販売額をいいます。「商品分類表」の内容例示を参考に、商品分類別に記入してください。また、都道府県別についても同様に記入してください。

調査月の商品販売額は、次によって記入してください。

① 商品販売額は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前までの期間（1か月間）を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間を変更しないでください。

② 月間の商品販売額は、企業の傘下にある当該業態の事業所の月間販売額の総計を記入してください。

③ 月間の商品販売額は、「商品分類表」の分類によって記入してください。なお、類似品についてはそれぞれの分類に準じて記入してください。

④ **消費税などの間接税は、商品販売額に含めてください。**

⑤ カタログやインターネットなどの通信販売による商品販売額も含めてください。

⑥ 子会社やフランチャイズ加盟店への商品供給などの卸売販売額は含めません。

⑦ テナント（構内的一部分を賃借し、出店している別経営の事業所）の販売額は含めません。また、原則、店舗が独立したホームセンター・ドラッグストアなどの他業態の販売額は含めません。

⑧ **原則、商品販売額以外の「取付け工事費」や「修理費」は含めません。**

⑨ 携帯電話などの通信家電は、商品（機器）を引き渡したときにその販売額（サービス売上高等を除く）全額を記入してください。

(3) 月末店舗数

調査月末現在における貴社の傘下にある当該業態の店舗数を都道府県別に記入してください。**ただし、貴社が本部となっているフランチャイズ加盟店の店舗数は含めません。**なお、休業店舗は店舗数に含めて回答してください。

(4) その他

①調査票の内容について照会する場合もありますので、回答できる人の所属名、氏名及び電話番号を裏面の当該欄に記入してください。なお、電話番号は、市外局番も必ず記入してください。

②**調査月において、特別な事情により販売額等に影響（前年同月と比べて大きな変動等）があった場合は、調査票の備考欄にその理由を記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項（事業の拡大等）が生じた時も、調査票の備考欄にその旨を記入してください。**

商品分類表

商品分類等		内容例示
AV 家電	ビジュアル家電	テレビ、レコーダー・プレーヤー、記録メディア（ブルーレイ・DVD）、HDMI ケーブル、AV ケーブル、AV プラグアダプタ、AV セレクター、AV ラック・スタンド、プロジェクター、アンテナ関連機器（分波器・分配器・増幅器等）、テレビチューナー、BS・CS アンテナ、リモコン、ビデオテープ等
	オーディオ家電	ヘッドホン・イヤホン、ポータブルオーディオプレーヤー、スピーカー、ミニコンポ・セットコンポ、CD プレーヤー、単品オーディオ、アナログプレーヤー、IC レコーダー、ラジオ、ラジカセ、電子楽器、マイクロホン、FM トランスミッター、ディスクレンズクリーナー、オーディオ用メディア等
情報家電	情報家電本体	パソコン（デスクトップ型・ラップトップ型）、タブレット端末、テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体、電子辞書、電子書籍端末、GPS ナビゲーション、電子レジスター、スマートウォッチ、スマートグラス、翻訳機等
	情報家電周辺機器	プリンタ、プリンタ用カートリッジ、プリンタ・コピー用紙、ラベルライター、モニター、マウス、キーボード、ゲームコントローラー、イメージスキャナー、HDD、メモリーカード、カードリーダー/ライター、USB メモリ、ディスクドライブ、CPU、マザーボード、グラフィックボード、パソコン用メモリ、ルーター、シュレッダー、電卓、記録メディア（CD 等）、LAN ケーブル、USB ケーブル、USB ハブ、イーサネットハブ、ラミネーター、メディアストリーミング端末、ウェアラブル端末、パソコン用ソフト、ウェブカメラ・ネットワークカメラ・セキュリティカメラ、VR 機器等
通信家電		携帯電話・スマートフォン、モバイルルーター、SIM カード、スマートフォンアクセサリー（ケース・フィルム・カバー等）、携帯電話・スマートフォン用充電器、モバイルバッテリー、スマートフォン用ケーブル・プラグ（microUSB ケーブル、USB TypeC ケーブル等）、固定電話機、FAX、FAX 用紙、トランシーバー、パーソナル無線等
カメラ類		デジタルカメラ（コンパクトカメラ、一眼カメラ）、デジタルビデオカメラ、アクションカメラ、交換レンズ、カメラアクセサリー（三脚・一脚、ストロボ、撮影用品、カメラバッグ等）、フィルム、双眼鏡、単眼鏡、望遠鏡、光学機器、ドライブレコーダー、カメラ用バッテリー、デジタルフォトフレーム、ドローン等
生活家電	家事家電	洗濯機・衣類乾燥機、掃除機、窓用クリーナー、掃除機用紙パック、アイロン・ズボンプレッサー、ふとん乾燥機、スチーム・高圧洗浄クリーナー、衣類用脱臭機・除菌機等
	調理家電	冷蔵庫、冷凍庫、保温庫・保冷庫、炊飯器、電子レンジ、オープンレンジ、トースター、ガステーブル・コンロ、電気ポット、電気ケトル、ホットプレート、クッキングヒーター、浄水器、浄水器用カートリッジ、コーヒーメーカー、食器洗い機・乾燥機、ホームベーカリー、ジューサー、ミキサー、ハンドミキサー、ロースター、フライヤー、電気調理鍋、精米機、もちつき機、家庭用ゴミ処理機等
	理美容家電	シェーバー、シェーバー替刃、ドライヤー、ヘアアイロン、マッサージチェア、マッサージ器具、フェイスクレア器具、光美容器、ボディケア器具、散髪器具、電動歯ブラシ、電動歯ブラシ用替えブラシ、電子血圧計、電子体温計、体組成計、電気治療器、吸入器、電子歩数計、フィットネス器具等
	季節家電	エアコン、扇風機、サーキュレーター、冷風機・冷風扇、USB 扇風機、ハンディファン、空気清浄機、除湿機、加湿器、電気ストーブ、電気温風機、電気カーペット、電気毛布、電気こたつ、石油暖房器具、ガス暖房器具、換気扇等
その他	住宅設備家電	照明器具、温水洗浄便座、ヒートポンプ給湯器、シャワーヘッド、モニター付ドアホン、火災警報器、太陽光発電、センサーライト等
	その他	電池、管球、配線器具、腕時計、掛/置時計、電動アシスト自転車、玩具、電子応用玩具（テレビゲーム機本体、携帯ゲーム機本体は除く）、ゲームソフト、映像ソフト（ブルーレイ、DVD 等）、オーディオソフト（音楽 CD、DVD 等）、食料品、お酒、その他上記商品分類に含まれない

III. オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、6ページのパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなったりなどご不明な点がございましたら、7ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

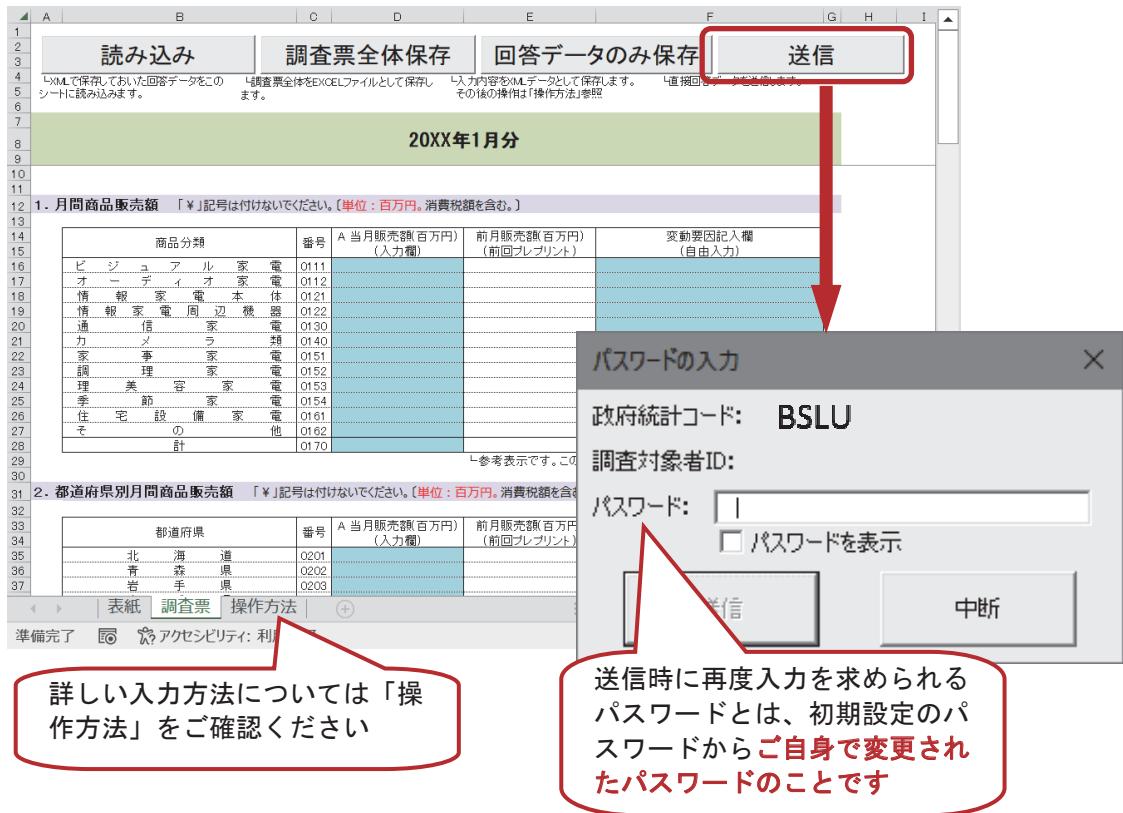
- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) を開いて
政府統計コード、 調査対象者ID、 パスワード を入力し、政府統計オンライン調査
システムにログインします。



- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 丁2（家電大型専門店用））を選択して、電子調査票をダウンロードします。



③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。
入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。



◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2025年10月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） (Excel調査票をご利用の場合のみ)
Windows 11（※1）	Firefox 143 Google Chrome 141 Microsoft Edge 141	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2024 Microsoft Office Excel 2021

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2）表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応しておりません。
 - 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
 - マクロ機能が組み込まれているExcel調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
 - また、Excelのマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
- （※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからもご確認いただけます。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- 販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には0（ゼロ）を入力してください。
- 回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

IV. その他

【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電話：0120-429-856 無料ダイヤル

E-mail : bz1-ryohanten-chousa@meti.go.jp

受付時間：平日 9:00～18:00

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話：03-3501-1090（直通）

E-mail : bz1-ryohanten-chousa@meti.go.jp

受付時間：平日 9:00～18:00

【経済産業省HP オンラインによる統計報告】

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記HPにはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒100-8902 東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：03-3501-1511（内線）2898, 2899



政府統計

商業動態統計調査
(秘) 基幹統計 商業動態調査票
 (家電大型専門店用)

丁2

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

年 月 分

企業名							所在地	(元 -) (電話 - - -)					
-----	--	--	--	--	--	--	-----	--------------------	--	--	--	--	--

1. 月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商品分類	番号	当月販売額						商品分類	番号	当月販売額							
		A								A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万		
全国・商品販売額	ビジュアル家電	0111						全国・商品販売額	調理家電	0152							
	オーディオ家電	0112							理美容家電	0153							
	情報家電本体	0121							季節家電	0154							
	情報家電周辺機器	0122							住宅設備家電	0161							
	通信家電	0130							その他の	0162							
	カメラ類	0140							計	0170							
	家事家電	0151															

2. 都道府県別月間商品販売額 「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

都道府県	番号	当月販売額						都道府県	番号	当月販売額							
		A								A							
		千億	百億	十億	億	千万	百万			千億	百億	十億	億	千万	百万		
都道府県別・商品販売額	北海道	0201						都道府県別・商品販売額	滋賀県	0225							
	青森県	0202							京都府	0226							
	岩手県	0203							大阪府	0227							
	宮城县	0204							兵庫県	0228							
	秋田県	0205							奈良県	0229							
	山形県	0206							和歌山県	0230							
	福島県	0207							鳥取県	0231							
	茨城県	0208							島根県	0232							
	栃木県	0209							岡山県	0233							
	群馬県	0210							広島県	0234							
	埼玉県	0211							山口県	0235							
	千葉県	0212							徳島県	0236							
	東京都	0213							香川県	0237							
	神奈川県	0214							愛媛県	0238							
	新潟県	0215							高知県	0239							
	富山县	0216							福岡県	0240							
	石川県	0217							佐賀県	0241							
	福井県	0218							長崎県	0242							
	山梨県	0219							熊本県	0243							
	長野県	0220							大分県	0244							
	岐阜県	0221							宮崎県	0245							
	静岡県	0222							鹿児島県	0246							
	愛知県	0223							沖縄県	0247							
	三重県	0224															

●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。
 ●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
 記入に当たっては記入要領を参照してください。

経済産業省 (サービス動態統計室)

(裏面も記入してください。)

3. 月末店舗数

(単位:店)

都道府県別・月末店舗数	番号	当月末店舗数					都道府県	番号	当月末店舗数						
		A							A						
		万	千	百	十	一			万	千	百	十	一		
北海道	0301						滋賀県	0325							
青森県	0302						京都府	0326							
岩手県	0303						大阪府	0327							
宮城县	0304						兵庫県	0328							
秋田県	0305						奈良県	0329							
山形県	0306						和歌山县	0330							
福島県	0307						鳥取県	0331							
茨城县	0308						島根県	0332							
栃木県	0309						岡山县	0333							
群馬県	0310						広島県	0334							
埼玉県	0311						山口県	0335							
千葉県	0312						徳島県	0336							
東京都	0313						香川県	0337							
神奈川県	0314						愛媛県	0338							
新潟県	0315						高知県	0339							
富山县	0316						福岡県	0340							
石川県	0317						佐賀県	0341							
福井県	0318						長崎県	0342							
山梨県	0319						熊本県	0343							
長野県	0320						大分県	0344							
岐阜県	0321						宮崎県	0345							
静岡県	0322						鹿児島県	0346							
愛知県	0323						沖縄県	0347							
三重県	0324						全 国	0300							

(備考)

この調査票の内容を照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名	(電話) - - -																										
報告者(企業の代表者)の氏名	年 月 日																										
<table border="1"> <tr> <th rowspan="2">統計調査番号</th> <th rowspan="2">調査票番号</th> <th colspan="2">年月分</th> <th colspan="10">事業所・企業番号</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>月</th> <th colspan="10"></th> </tr> </table>		統計調査番号	調査票番号	年月分		事業所・企業番号										年	月										
統計調査番号	調査票番号			年月分		事業所・企業番号																					
		年	月																								
A 0 3	0 0 0 5	2 0																									
法人番号																											

経済産業省(サービス動態統計室)

● この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての企業は報告の義務があります。

● この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

● 記入に当たっては記入要領を参照してください。



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。